

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

1 調査の概要

令和8年度に「第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間が終了することから、令和7年度からの次期計画策定に向けた施策検討の基礎資料とするため、国の示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施します。

2 調査の目的

一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として、第5期計画策定時から3年に一度、計画策定の前年度に実施しています。

3 調査実施詳細

- 対象者 : 65歳以上の要介護認定1～5を受けていない方
 調査人数 : 郵送数 4,000人想定
 設問数（予定）: 必須項目 35問、オプション項目●問、市独自項目●問
 ※必須項目 35問、オプション項目 30問（保険者によって追加可）

調査の特徴

1. 「見える化システム※」との連携

国が提供するシステム（見える化システム）へ登録することで、同規模保険者と比較や経年比較が可能
 ※「見える化」システムとは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関する情報ははじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

2. 状態の把握

どのような身体状態（運動機能、口腔機能等）の高齢者が、どの圏域にどれだけいるのかが把握できる

3. 追跡調査

追跡調査が可能（今回、調査対象者となった方が後に要介護認定を受けたかどうかなど）

4. 第10期介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から新たに追加された事項

- ・調査結果と個人が照合できるかたちの調査票を提示
- ・就労の状況を問う設問

4 独自設問設定の注意点

- ・調査結果の活用方針を定めておかないと、独自設問を活用しきれない可能性があります。
- ・政策に個人の意見を反映させられるかのような質問は極力避けるべきです。
- ・追跡調査を行うことを想定する場合、短期的な事象に関する質問は避ける必要があります。
- ・第10期計画は、新たに策定する認知症施策推進計画を包含した計画になることから、本市における状況を把握する質問を追加する必要があります。



関連資料

基本項目+オプション項目について ※国のマニュアル(P27～)参照	https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001540160.pdf
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 様式一式	mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653_00007.html

在宅介護実態調査について

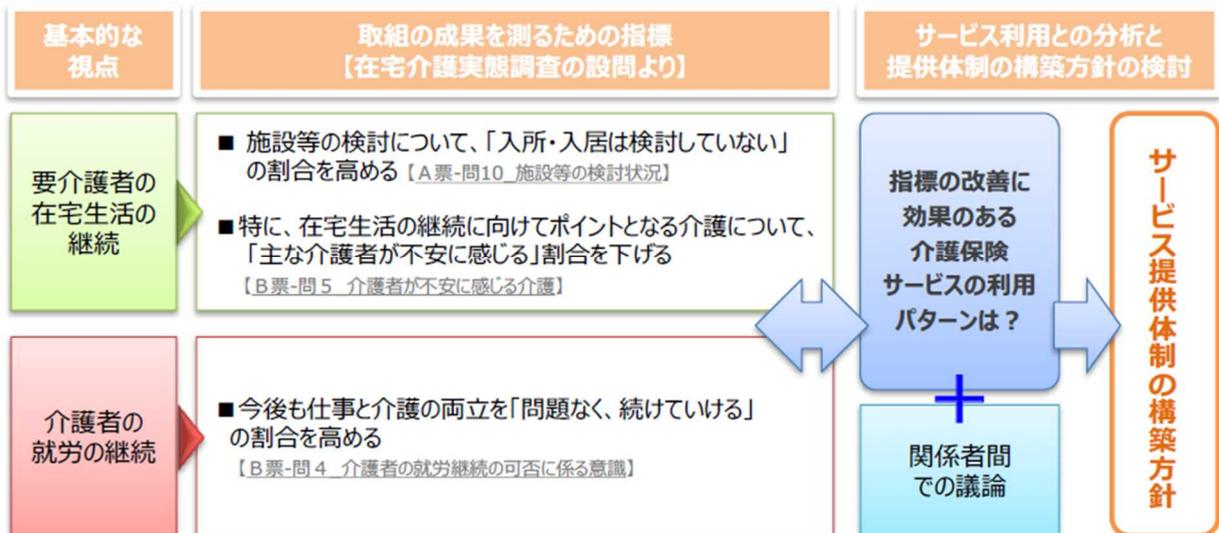
1 調査の概要

令和8年度に「第9期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間が終了することから、令和7年度からの次期計画策定に向けた施策検討の基礎資料とするため、国の示す在宅介護実態調査を実施します。

2 調査の目的

第7期計画策定時から、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しています。

<基本的な視点を踏まえた方針の検討のイメージ>



3 調査実施詳細

- 対象者 : 在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける（受けた）方
- 調査人数 : 郵送数 1,000 人想定
- 調査手法 : 郵送調査（接続方式）
- 設問数（予定）：必須項目 15 問、オプション項目●問、市独自項目●問
※国の調査必須項目 15 問、オプション項目 9 問（保険者によって追加可）

調査の特徴

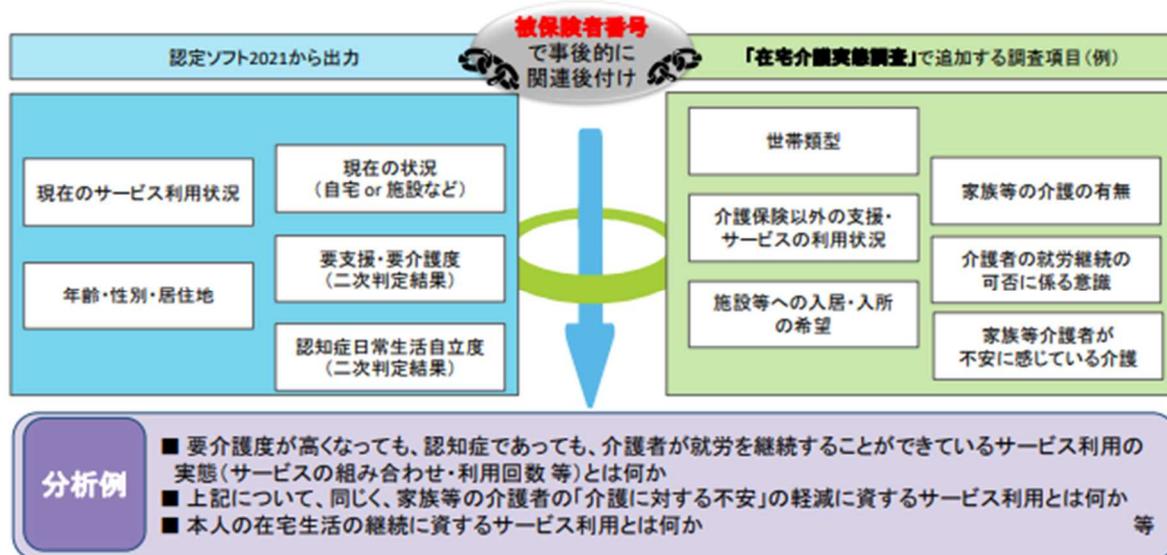
1. 要介護認定データと調査結果を紐づけた分析が可能

2. 「見える化システム」との連携

国が提供するシステム（見える化システム※）へ登録することで、認定データとあわせて分析した結果を閲覧することができる

※「見える化」システムとは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

3. 宅介護実態調査結果を認定ソフトへ登録することが可能



4 独自設問設定の注意点

- ・ 調査結果の活用方針を定めておかないと、独自設問を活用しきれない可能性があります。
- ・ 政策に個人の意見を反映させられるかのような質問は極力避けるべきです。
- ・ 追跡調査を行うことを想定する場合、短期的な事象に関する質問は避ける必要があります。
- ・ 第 10 期計画は、新たに策定する認知症施策推進計画を包含した計画になることから、本市における状況を把握する質問を追加する必要があります。



関連資料

基本項目+オプション項目について ※国のマニュアル(P27~)参照	https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001523480.pdf
在宅介護実態調査 様式一式	mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138653_00007.html